

議案第76号

大田原市総合文化会館条例を廃止する条例の制定について
大田原市総合文化会館条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月2日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市総合文化会館条例を廃止する条例
大田原市総合文化会館条例（昭和44年条例第23号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。